

一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「当財団」という。)における職員端末機の調達について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので公告する。

平成 30 年 11 月 26 日

一般財団法人大阪府タウン管理財団  
理事長 岩田 教之

## 条件付一般競争入札説明書(入札公告)

### 1 発注の内容

発注年度	平成 30 年度
案件名称	職員端末機の調達
数量	仕様書のとおり(入札資料 4)
発注所属	総務部総務企画課
納品場所	当財団が指定する場所
納品期限	平成 31 年 2 月 28 日(木)

### 2 入札の執行

- (1) 本件入札は、入札書を入札箱に投入する方法(いわゆる「紙入札」)により行う。
- (2) 本件入札は、あらかじめ予定価格を公表して行う。  
予定価格は、金 4,100,000 円(消費税及び地方消費税額を除く)とする。
- (3) 本件入札は、最低制限価格を設定しない。

### 3 入札参加資格

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げるもの
  - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又は

その者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 大阪府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (7) この公告の日から入札執行の日までの期間において、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 大阪府若しくは当財団を当事者の一方とする契約(大阪府若しくは当財団以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府若しくは当財団が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。
- (10) 公告日において平成29年度一平成30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「OA 機器用品:種目コード 26」に登録をされている者であること。

#### 4 入札参加資格確認申請手続

- (1) 入札参加資格確認申請書及び入札説明書等を次のとおり交付する。
  - ア 交付期間  
**平成30年11月26日(月)から平成30年12月4日(火)まで**
  - イ 交付方法  
当財団ホームページにおいて、希望者がダウンロードすることにより交付する。  
URL(<http://www.osaka-town.or.jp/tender.html>)
- (2) 入札参加資格確認申請書類
  - ア 本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格の有無の審査を受けるため、次に掲げる書類(以下「入札申請書類」という。)を期限までに提出し、確認を受けなければならない。
    - (a) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
    - (b) 仕様適合証明書(様式第6号)
    - (c) 納入機器構成表(様式第7号)
    - (d) 返信用封筒(入札参加資格審査結果通知書 送付用)  
※定形封筒に送付先を明記し、切手82円分を貼付すること。
  - イ 提出期限までに入札申請書類を提出しなかった者及び入札参加資格があると認められ

なかった者は、この入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格審査の結果は、平成30年12月6日(木)に申請者に対して電話連絡するとともに、同日付で「入札参加資格審査結果通知書」を郵送する。

エ この資格の有効期限は、資格を付与されたときから、本件入札により契約者が決定される日までとする。

オ 入札申請書類の作成費用は申請者の負担とし、提出された入札申請書類は返却しない。

(3) 入札申請書類の提出期間

平成30年11月26日(月)から同年12月4日(火)まで

(4) 入札申請書類の提出方法

郵送(一般書留若しくは簡易書留)又は宅配便を利用することとし、提出期限は平成30年12月4日(火)必着とする。

※郵送又は宅配便以外で提出された場合は無効とする。

(5) 入札申請書類の提出先

〒565-0874 大阪府吹田市古江台4丁目119番地

一般財団法人大阪府タウン管理財団 総務部 総務企画課あて

※封書(表面)に「入札参加資格確認申請書類在中」と記載すること。

## 5 入札に関する質問と回答

仕様内容に関する質疑応答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間 平成30年11月26日(月)から同年12月7日(金)午後5時まで

(2) 質問方法 「質問書」(様式第2号)に記載し、下記メールアドレスに送信すること。

一般財団法人大阪府タウン管理財団 総務部 総務企画課

Mail:[rinku@osaka-town.or.jp](mailto:rinku@osaka-town.or.jp)

(3) 回答日 平成30年12月12日(水)午後2時頃(予定)

(4) 回答方法 入札参加資格者全員に対し、回答書をメールで送信する。

※回答の送信先は資格確認申請書記載のアドレスに送信

## 6 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年12月18日(火)午後2時

(2) 場所 大阪府吹田市古江台4丁目119番地

一般財団法人大阪府タウン管理財団

ディオス北千里1番館 会議室

## 7 入札の方法

(1) 入札参加資格者は、「入札実施要綱」(入札資料1)及び「入札心得」(入札資料2)を遵守すること。

(2) 入札書は持参するものとし、所定の「入札書」(様式第3号)により入札を行うこと。

(3) 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの「委任状」(様式第4号)を持参し、提出すること。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他、入札に際しては、すべて当財団職員の指示に従うこと。

## 8 入札保証金

入札保証金は、入札実施要綱第12条の規定に該当する場合は免除する。

## 9 入札の無効

期限までに入札申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの条件付一般競争入札説明書(入札公告)、入札実施要綱及び入札心得において示した入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、当財団により入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において、「3 入札参加資格」の要件を満たさない者のした入札は無効とする。

## 10 入札の辞退

入札心得第7条の規定に基づいて手続きを行うこと。入札前の辞退にあつては、入札辞退届(様式第5号)を当財団に提出するものとする。

## 11 落札者の決定方法

当財団が定めた予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 12 契約書の作成

契約書案(入札資料3)に基づき作成する。

## 13 契約の締結

入札心得第16条第1項の規定に基づき、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に当財団に提出しなければならない。

但し、当財団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

## 14 誓約書の提出

落札者は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、契約締結時までに当財団へ提出しなければならない。誓約書を提出しないとき、当財団は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者については、大阪府へ通知する。(ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要)

## 15 契約保証金

(1) 落札者は、契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

大阪府吹田市古江台4丁目119番地

一般財団法人大阪府タウン管理財団

(2) 上記にかかわらず、入札心得第15条第2項及び契約書第2条第2項の定めるところにより、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。